

🍊 果物などの訪問販売によるトラブルに注意! 🐟

果物や魚などの生鮮食料品の訪問販売は平成21年12月から「特定商取引に関する法律」の規制対象となり、クーリング・オフが可能になりました。しかし、生鮮食料品の訪問販売に関する消費者トラブルは、販売業者名や連絡先がわからないことも多く、被害回復が難しいケースがほとんどとなっています。

置賜管内でも以下のような相談(※一部改変)が寄せられています。

事例 オレンジの販売業者が家を訪ねてきた。1箱数個のオレンジが2,990円と高額であったが、断り切れずに購入してしまった。領収書等も渡されなかった。



ひとことアドバイス



- ・玄関のドアを開けて対応したり、試食をしてしまうと断りにくくなります。ドアを開ける前に、訪問の目的を確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。
- ・販売業者の中には、果物の値段を後で伝えたり、傷んだ果物を購入させる者がいます。「買う」と返事をする前に、値段や品質をよく確認しましょう。
- ・果物の訪問販売はクーリング・オフが可能です。(3,000円未満の現金取引の場合を除く)。しかし、販売業者が領収書等を渡さず、果物の箱等にも販売業者の情報がない場合、クーリング・オフが難しくなります。安易に契約しないようにしましょう。
- ・トラブルにあったら、すぐにお近くの消費生活センター等に相談しましょう。



生活安全情報

南陽警察署生活安全課から



7月に置賜地方に住む高齢者方に警察官を名乗る男から、

◎口座を使われないようにキャッシュカードと通帳を警察官に渡してください。

◎キャッシュカードの暗証番号を教えてください。

と電話が架かってきて、キャッシュカードと通帳を騙し取られる被害が発生しました。

警察官が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードを預かることは絶対にありません。

在宅中も常時留守番電話機能の設定をして、犯人からの電話に出ない対策を実施してください。



消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

各市町の相談窓口

- ・米沢市消費生活センター 0238(40)0525
- ・川西町住民生活課 0238(42)6616
- ・長井市消費生活センター 0238(87)0682
- ・小国町町民税務課 0238(62)2260
- ・南陽市市民課 0238(40)8255
- ・白鷹町町民課 0238(85)6131
- ・高畠町生活環境課 0238(52)1577
- ・飯豊町住民課 0238(87)0514

県の相談窓口（置賜地域）

- ・置賜消費生活センター 0238(24)0999

消費者ホットライン

い や や
1 8 8

電話番号3桁を押してください
お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内いたします

9月・10月の消費生活法律相談

9月10日（木）13：30～15：30

10月 8日（木）13：30～15：30

*弁護士が無料でアドバイス（30分）

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072